

# 各種制度の所得制限

手当の制度については、受給資格者やその扶養義務者などの所得が多いときは受給することができない場合があります。なお、児童の父（又は母）から支払われる養育費についてはその金額の8割が所得に加算されます。

## <所得制限の一覧>

区 分		扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人目以降 の加算額
			円	円	円	円	円
児童扶養 手当	受給 資格者	全部支給	190,000	570,000	950,000	1,330,000	380,000
		一部支給停止	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	380,000
	配偶者・扶養義務者	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000	
愛知県遺児手当		受給資格者	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	380,000
		配偶者 扶養義務者	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	380,000

(注)

受給資格者の所得で、扶養親族等に老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある場合は1人につきこの額に100,000円が、特定扶養親族がある場合は1人につきこの額に150,000円が加算されます。

配偶者、扶養義務者の所得で、扶養親族等に老人扶養親族がある場合は、1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)この額に60,000円が加算されます。